

富谷町建設工事条件付一般競争入札試行要綱

平成12年11月27日

告示第64号

(趣旨)

第1条 この要綱は、富谷町財務規則(昭和50年富谷町規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、本町が工事請負契約にあたって実施する条件付一般競争入札の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「条件付一般競争入札」とは、本町が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の5の2の規定により、契約ごとに必要な入札参加資格を定めて行う一般競争入札の方式をいう。

(対象工事)

第3条 条件付一般競争入札の試行対象となる工事は、設計金額が500万円以上の工事について、次条に規定する富谷町工事請負業者等選定委員会において審議決定した工事とする。

(平13告示18・平14告示12・一部改正)

(入札参加資格条件の設定)

第4条 主管課長等は、入札参加資格条件を設定するため、その資料として条件付一般競争入札執行に係る設定条件調書(様式第1号)を、財政課長を経由し、別に定める富谷町工事請負業者等選定委員会(以下「委員会」という。)に提出するものとする。

(平13告示18・一部改正)

(入札参加資格条件)

第5条 条件付一般競争入札の参加資格条件は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 条件付一般競争入札に付する工事に対応する業種について、本町の一般競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 富谷町の指名停止期間中にないこと。
- (3) 自治令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29第1項に規定する総合評価値が、対象工事ごとに定める基準を満たしている者であること。
- (5) 建設業法第26条第1項、第2項及び第3項に基づく技術者を配置できる者であること。
- (6) 前各号に掲げる要件のほか、対象工事ごとに特に必要と認める要件を満たしていること。

(入札の公告)

第6条 町長は、前条の規定により当該工事に係る入札参加資格を設定したときは、自治令第167条の6第1項及び規則第91条の規定に基づき、速やかに富谷町掲示板に公告する。

2 前項の公告は、建設業界関係紙等に掲載を依頼することができる。

(入札の参加資格確認申請等)

第7条 条件付一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加申請者」という。)は、公告に定める期限までに、条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号)を町長に提出し、条件付一般競争入札に付する工事に係る入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

2 前項の条件付一般競争入札参加資格確認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 建設業法第3条第1項の許可の写し
- (2) 類似工事の施工実績調書(様式第3号)
- (3) 配置予定の技術者に関する調書(様式第4号)
- (4) 総合評定値通知書の写し
- (5) 共同企業体による工事の場合は、建設工事共同企業体協定書の写し

(入札参加資格の審査及び判定)

第8条 財政課長は、前条により提出のあった条件付一般競争入札参加資格確認申請書等が設定条件に合致するか確認し、委員会に提出するものとする。

2 委員会は条件付一般競争入札参加資格確認申請書等を審査し、入札参加資格の適否を判定する。

(入札参加申請者への審査結果の通知等)

第9条 町長は、前条第2項の審査の結果、入札参加資格を有するとした者については、入札参加資格確認通知書(適格者用)(様式第5号)により、また、入札参加資格を有しないとした者については、入札参加資格確認通知書(不適格者用)(様式第6号)により、第7条第1項に定めた日から14日以内にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた者のうち入札参加資格を有しないとされた者は、町長に対し、書面によりその理由を求めることができる。

3 町長は、前項の規定による請求があったときは、理由の説明を求めた者に対し、同項の書面を受理した日から7日以内に回答するものとする。

(入札参加資格の喪失)

第10条 条件付一般競争入札に付する工事に係る入札参加資格を有するとされた者(以下「入札参加資格者」という。)が、公告の日の翌日から入札の日までの間に次の各号に掲げるいずれかの理由に該当することとなったときは、当該工事に係る入札に参加することができないものとする。

- (1) 第5条に規定する入札参加資格を満たさないこととなったとき。
- (2) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

(入札参加資格の喪失の通知)

第11条 町長は、前条の規定により入札参加資格の喪失の通知をするときは、条件付一般競争入札参加資格喪失通知書(様式第7号)にその理由を付して、当該入札参加資格者に対し、速やかに通知しなければならない。

(設計図面等の閲覧)

第12条 条件付一般競争入札に付する工事の仕様書、図面等(以下「設計図面等」という。)は公告により指定した期間中、指定された場所において閲覧に供するものとする。

2 入札参加申請者は、公告に定める期間中、公告で指定する場所において、設計図面等を複写することができるものとする。

3 入札参加資格者は、設計図面等に対して質問があるときは、公告で指定された期間内に、町長に質問書を提出するものとする。

- 4 町長は、前項の設計図面等に対する質問書を受理したときは、財政課長を經由して工事担当課長に回答書の作成を依頼し、質問の回答書を公告で指定された期間中、指定された場所において閲覧に供するものとする。

(入札の執行等)

第13条 入札は、次により執行するものとする。

- (1) 正当な理由がなく、所定の時刻までに入札会場に入れなかった者は、失格とする。
- (2) 条件付一般競争入札に最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格より低い価格の入札をした者は、失格とする。
- (3) 当初の入札において落札者がいないときは、自治令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行い、それでも落札しないときは再々度の入札を行うものとする。
- (4) 再々度の入札の結果、落札者が決定されなかった場合は、最低価格入札者と協議して随意契約により契約を締結することができるものとする。この場合、再度及び再々度の入札において最低制限価格より低い価格の入札をした者と契約を締結することができない。
- (5) 随意契約において契約が成立しない場合は、入札を不調とし、改めて入札を実施するものとする。
- (6) 入札において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2名以上ある場合は、抽選により落札者を決定するものとする。

(異議の申立て)

第14条 入札をした者は、入札後この要綱、仕様書、図面等についての不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることは、できないものとする。

(秘密の保持)

第15条 入札参加申請者から提出された条件付一般競争入札参加資格確認資料は、当該申請者に返還しない。また、その内容は公表しないものとする。

(参加者の公表)

第16条 参加資格を得たものの公表については、入札執行後、入札執行調書により公表するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成12年12月1日から施行する。

附 則(平成13年告示第18号)

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年告示第12号)

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年告示第56号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成16年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成15年法律第96号。以下「整備法」という。)第2条の規定による改正前の建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の27第1項の規定によりなされた経営事項審査の結果の通知で同日において当該経営事項審査に係る基準日から1年7月を経過していないものは、当該期間を経過するまでの間は、整備法第2条の規定による改正後の建設業法第27条の29第1項の規定によりなされた総合評定値の通知とみなす。

附 則(平成18年告示第90号)

この告示は、平成18年10月10日から施行する。

条件付一般競争入札執行に係る設定条件調書

年 月 日		工 事 概 要	富谷町工事請負業者等選定委員会委員長 殿	
下記事業に係る入札参加条件を下記のとおり承認願います。				
課長 ⑩				
工 事 名				
工 事 施 工 場 所				
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで			
発 注 業 種				
発 注 等 級				
入札参加 条 件				
上 記 条 件 設 定 理 由		委 員 会 の 意 見		
確 認 欄	審議の結果, 上記の入札参加条件を承認(する・しない)		委 員 長	副 委 員 長
	年 月 日			

条件付一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

富谷町長 あて

住 所
商号又は名称
代 表 者

Ⓜ

年 月 日付けで入札公告のありました工事に係る入札に参加する資格の確認を受けたいので、下記書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事名

2 施工場所

3 添付書類

建設業又は特定建設業の許可証の写し

総合評定値通知書の写し

類似工事の施工実績調書(様式第3号)

配置予定の技術者に関する調書(様式第4号)

共同企業体による工事の場合は、建設工事共同企業体協定書の写し

返信用封筒(切手貼付・宛名記載済み)

受付番号	
------	--

類似工事の施工実績調書

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

入札参加資格に示された工事实績と同等以上の工事の施工実績

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発注機関名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	円
	工 期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
工 事 概 要 等	受注形態等 <input type="checkbox"/> 単 体 <input type="checkbox"/> 共同企業体(出資割合 %)	

- (1) 公告において明示した工事と同種の工事のうち過去10年以内に完成した工事の施工実績について、適格に判断できる具体的な事項を記入すること。
- (2) 共同企業体の実績については、代表者として実施した場合にのみ記入すること。
- (3) 富谷町以外の発注工事については、工事实績証明書又は工事の実績を証明できるもの(契約書の写し等)を添付すること。
- (4) 工事概要欄には、規模、構造形式、工法等を記入すること。

配置予定の技術者に関する調書

会 社 名			
配置予定の監理・(主任技術者)氏名		(ふりがな) _____年 月 日生(満 歳)	
資格・免許名称	資格・免許の種類	監理技術者資格者	
	名 称	交付番号	
	登録番号		
	取得年月日	取得年月日	
工事経験の内容	工事名		
	発注者		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	年 月 日 から 年 月 日まで	
	従事職名		
	工事内容		

- (1) 公告において明示した資格のあることを判断できる必要最低限の事項を明確に記載すること。
- (2) 建設工事に係る資格免許証の写しを添付すること。

入札参加資格確認通知書(適格者用)

住所

商号又は名称

代表者

富谷町長

先に申請のありました下記工事に係る入札参加資格について、資格の有することを確認したので、富谷町建設工事条件付一般競争入札試行要綱第9条第1項の規定に基づき通知します。

記

入札広告日	年 月 日
工事名	
入札執行日	年 月 日
入札保証金	免除する

※入札の参加に当たっては、入札会場にこの通知書を持参し、確認を受けること。

入札参加資格確認通知書(不適合者用)

住所

商号又は名称

代表者

富谷町長

先に申請のありました下記工事に係る入札参加資格について、審査の結果、下記の理由により入札参加資格がないので、富谷町建設工事条件付一般競争入札試行要綱第9条第1項の規定に基づき通知します。

記

入札広告日	年 月 日
工事名	
入札参加資格がないと認めた理由	

入札参加資格がないと認めた理由について説明を求める者は、年 月 日までに富谷町財政課にその旨を記載した書面を提出してください。

条件付一般競争入札参加資格喪失通知書

住所

商号又は名称

代表者

富谷町長

下記工事に係る入札参加資格について、富谷町建設工事条件付一般競争入札試行要綱第11条の規定に該当することを確認したので、その資格を喪失し、入札に参加できなくなったので通知します。

記

工事名	
公告日	
喪失した理由	